

飯館村蕨平（わらびだいら）行政区集団申立ての請求概要

原発被災者弁護団

飯館村蕨平行政区（以下「本件地区」といいます。）の住民による原子力損害賠償紛争解決センターへの集団申立ての請求概要は、以下のとおりです。

1 申立人

蕨平行政区住民（30世帯、101人）

請求総額 約42億円

なお、本件地区の震災前人口は、約50世帯（住民の約3分の2が参加）

蕨平地区は、帰還困難区域に指定された長泥地区に隣接している（参考資料1）。

2 本件申立ての最大の特徴

蕨平地区の放射線量は、帰還困難区域に指定された飯館村長泥地区と比べて、同程度かむしろ高い（参考資料2）。にもかかわらず、蕨平地区は政府により居住制限区域に指定されたため、住民は不十分な賠償しか得られないという不合理が生じている。

本件申立ては、同地区の住民が、東京電力に対して、そのような不合理を是正し、帰還困難区域と同等の賠償を請求する最初の一斉申立てとなる。

3 主たる請求内容

① 被曝自体に伴う精神的損害 金500万円

蕨平地区は、原発事故直後から放射性物質により強く汚染された地区である。しかし、同地区を含む飯館村が計画的避難地域に指定されたのは2011年4月11日であり、蕨平地区住民が避難を完了させたのは同年5月下旬である。住民は2ヶ月弱の間放射線物質に汚染された本件地区で生活したことで、警戒区域内の地区と比しても著しい被曝をした。

② 避難に伴う精神的損害 金1000万円（2012年7月から2017年7月までの損害）

経産省によれば、居住制限区域の解除見込み時期は基本的には3年である。飯館村の蕨平地区、比叢地区、前田・八和木地区の3地区については、居住制限区域の中でも線量が高いことを東電も認めており、包括請求における慰謝料を2012年6月から46か月分

認めている。

この点、蕨平地区の放射線量が帰還困難区域に指定された長泥地区と同程度かむしろ高いことからすれば、少なくとも帰還困難区域と同じく5年間の立ち入りが制限される可能性は極めて高い。そのため、本件申立てでは、帰還困難区域と同様に避難区域再編から5年間の慰謝料の一括払いを求め、その請求金額を1000万円としている。

③ 財物損害（土地・建物） 損失補償基準を用いた評価額の賠償

土地・建物の賠償額について、帰還困難区域と同等の全損評価の賠償を求める。建物の評価方法は、公共用地の取得に伴う損失補償基準を用いた簡易の鑑定により算定する方法により請求する（参考資料3）。

④ 家財道具の賠償

東京電力による家財道具の賠償基準は、基準の算定根拠が明らかにされてないばかりか、世帯主の年齢等が考慮されていない。本件申立てでは、財団法人損害保険料率算出機構作成の統計資料に基づき、賠償を求める。

⑤ 農機具類の賠償

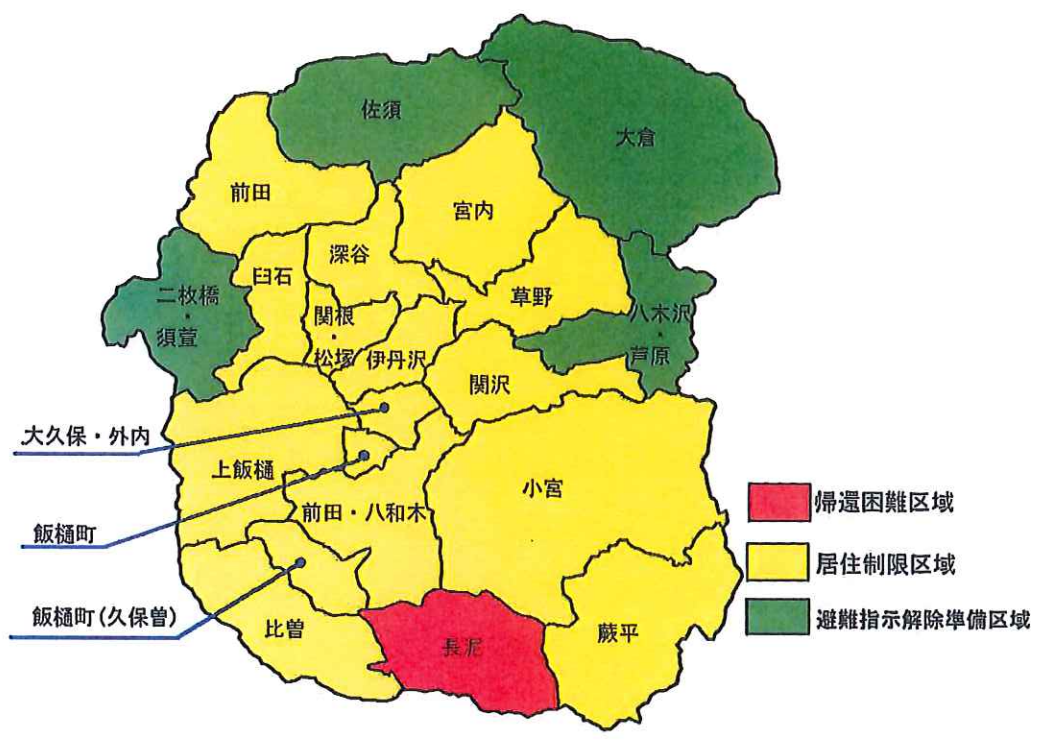
蕨平地区住民の多くはトラクター等の農機具類を多数所有しており、その購入金額の合計は、1世帯あたり数百万円から数千万円に及ぶ。

⑥ 水道・光熱費の増加分の賠償

原発事故前、蕨平地区住民は、地下水や薪ストーブなどを使用していたため、住民のほとんどが避難前に比し水道・光熱費が増加している。

以上

参考資料 1



飯舘村蕨平行政区集団申立てにおける 不動産（特に建物）に対する損害賠償額の算定について

土地・建物の賠償額について、帰還困難区域と同等の全損評価の賠償を求めます。

また、建物の評価方法は、公共用地の取得に伴う損失補償基準に準じて算定する方法を採用するよう求めます。具体的には、算定費用（1世帯21万円）のみを先行的に請求し、専門家に依頼して損失補償基準に準じて算定し、同等の建物を再取得できる相当な賠償額を求めます。

1 理由

- 蕨平地区の放射線量は、帰還困難区域に指定された隣接する長泥地区と同等以上に汚染されているので、帰還困難区域と同等の全損評価の賠償がなされるべきです。
- 帰還困難である以上、新たな土地に建物を取得して生活再建しなければなりません。したがって、同等の建物を再取得できる相当な賠償額が必要です。同等の建物の再取得費用の算定方法としては、以下のとおり、東電基準では不十分ですので、損失補償基準に準じた相当な算定方法が採用されるべきです。

2 東電基準の問題点

- 例外なく経年減価算定するので、補修を繰り返しながら先祖伝来の建物に住んでいた場合、同等の建物を再取得することは困難です。
- 算定方法が相当であるのか検証されていません。

3 損失補償基準とは

公共事業の際に移転を余儀なくされる不動産等に対する補償額の算定方法です。昭和37年6月29日の閣議決定により要綱が定められ、その下位規範に基づいて補償額が算定されます。被災者は、原発事故によって移転を余儀なくされるのですから、建物の賠償は損失補償基準に準じて算定されるべきです。

4 損失補償基準の利点

- 同種同等物の再取得費用が算定されます（取得価格や売却価格ではない。）。再取得に伴う各種費用も算定できます。
- 補修された建物は減価率が調整されるなど、築年数の長い建物にも配慮して算定されます。
- 昭和37年の閣議決定により定められた公の基準であり、以後約50年間にわたり、裁判所等によって算定方法の相当性が確かめられてきました。

5 土地について

福島県内の平均的な宅地を購入できるよう、1㎡あたりの福島県住宅地平均価格に合計地積を乗じた賠償額を請求します。

以上